

西郷村告示第63号

平成25年第3回西郷村議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成25年9月2日

西郷村長 佐藤正博

記

1. 期 日 平成25年9月9日

2. 場 所 西郷村議会議事堂

応 招 不 応 招 議 員

・ 応招議員（17名）

1 番 鈴木勝久君	2 番 真船正晃君	3 番 南館かつえ君
4 番 藤田節夫君	5 番 金田裕二君	6 番 仁平喜代治君
7 番 秋山和男君	8 番 欠 員	9 番 小林重夫君
10 番 白岩征治君	11 番 矢吹利夫君	12 番 上田秀人君
13 番 高木信嘉君	14 番 後藤 功君	15 番 佐藤富男君
16 番 室井清男君	17 番 大石雪雄君	18 番 鈴木宏始君

・ 不応招議員（なし）

平成25年第3回西郷村議会定例会

議事日程（1号）

平成25年9月9日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第66号 西郷村職員の給与の臨時特例に関する条例
- 日程第 4 議案第67号 西郷村教育委員会教育職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第68号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第69号 西郷村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第70号 西郷村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第71号 社会資本整備総合交付金事業平成25・26年度債務負担行為
新田橋上部工工事請負契約について
- 日程第 9 議案第72号 西郷村道路線の認定について
- 日程第10 議案第73号 平成24年度西郷村歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第74号 平成24年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議案第75号 平成25年度西郷村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第76号 平成25年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第77号 平成25年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第78号 平成25年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 報告第 5号 平成24年度西郷村財政健全化判断比率の報告について
- 日程第17 報告第 6号 平成24年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開会と開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回西郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

先月までの議長行動表、例月出納検査結果報告書、入札結果報告書、西郷村温泉健康センター指定管理業務報告書、平成25年第2回定例会会議録をそれぞれお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、一般質問の通告であります、本日正午締め切りですので、ご留意願います。

次に、これまでに受理しました請願1件、陳情2件、依頼1件につきましては、会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、道州制導入に反対する意見書提出について福島県町村議会議長会から依頼がありました、議会運営委員会で協議した結果、道州制導入に賛成する意見もあったことから、この件に賛同する議員個人の発議により行うことと答申がありましたので、よろしく願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関に対しあらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長、代表監査委員及び各担当課長が出席をしております。

◎白河地方広域市町村圏整備組合議会の報告

○議長（鈴木宏始君） 次に、一部事務組合議会について報告願います。

白河地方広域市町村圏整備組合議会議員、佐藤富男君。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ご報告を申し上げる前にちょっと字句の訂正をお願いしたいと思います。

今朝方お手元に配付しましたこの組合議会報告書の中の一番下の議案第17号について、字句がちょっと間違っておりますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

ここ白河市議会議長の交代によりの交代を交わる代えるにかえていただき、そしてまた、須藤博之議長が新しい監査委員に選任されましたということなのですが、これがちょっとパソコンのコンピューターの関係でちょっと私の入力ミスでございますのでご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、白河地方広域市町村圏整備組合議会の報告を申し上げます。

平成25年8月9日に行われました白河地方広域市町村圏整備組合議会、平成25年第3回定例会の議会報告を申し上げます。

お手元に配付いたしましたとおり、平成25年第3回定例会が平成25年8月9日に行われました。議案につきましては、別紙のとおり取りまとめたものをお手元に配付してありますのでごらんいただきたいと思います。

第3回定例会に付議されました議案のうち、議案第15号「平成25年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算」に計上されました企画費のうち、補正額1,576万5,000円は、白河地方広域市町村圏整備組合に加盟されております1市4町4村のそれぞれの市町村における地方税全部の滞納処理を行うための組織を新たにつくるための人件費の補正であります。私のお聞きしたお話ですと本格的な滞納処理対策室を立ち上げて、この滞納金の取り立てを来年4月1日に行うというようなお説明でありました。

また、その際にかかる経費は、組合市町村から負担金を徴収して賄うことになっており、事務局長の試算によりますと年間でおおむね4,000万円の経費が必要になるそうであります。

そのために西郷村が負担しなくてはならない負担金は、今回の補正予算の内訳から試算すると人口割で88万8,000円、均等割で421万4,400円を合わせまして、おおむね510万2,000円余りの負担金が、発生することになりそうであります。

現在、西郷村では正規の税務課職員のほかに、平成21年4月より税務課内に収納率向上班が設置され、4名の臨時雇用を図り、1,000万円に近い人件費を余分に使いながら収納率向上のための職務を行わせております。

また、村では滞納処分の実施を強力に推進しておりまして、滞納者には督促状、催告書の送付や自宅への訪問などを行い、自主納税を促進し、それでも納税されない場合は、預金、給与などの債権や土地・建物の不動産の差し押さえを実施しております。

その上で、これらの処分に加えて、あらゆる財産を対象に差し押さえを実施し、差し押さえ財産の公売によって、滞納村税などへの充当を実施しているところでもあります。

これが、今日の西郷村の滞納税金に対する収納の取り組みであります。

このように、西郷村は厳しい滞納税金の取り立てを行っていながら、また、白河地方広域市町村圏整備組合に年間510万2,000円余りの村民の税金を負担して滞納取り立てを行うことは、まさに屋上屋と言わざるを得ませんし、西郷村税務課職員の職務遂行能力をみずから否定することにもなりかねません。

白河地方広域市町村圏整備組合が滞納金の収納を始めることになれば、西郷村民や村内の企業経営者の皆さんの税金を白河地方広域市町村圏整備組合にあからさまにされ、差し押さえや公売以上の税金取り立てを白河地方広域市町村圏整備組合にお願いすることになってしまいます。

こんなことは、決して村民の皆さんや企業経営者の皆様の理解を得られることはないと思っております。例えて申し上げるならば、江戸時代で例えるならば、悪代官が年貢を力づくで農民から取り上げる構図が私には浮かんでまいります。

ましてや、来年からは消費税が8%に上がり、今後、介護保険や健康保険、高齢者医療保険料、住民税や復興税なども上がるのが予想されます。収入が増えない村民の皆様にとっては大変な時代が来ようとしております。

そんなさなかの強力な税の取り立て組織を白河地方広域市町村圏整備組合がつくって、これを行うなどは私にとっては言語道断であります。

まして、この滞納収納に当たられる広域圏の職員は、白河市、矢吹町、棚倉町などからの天下りの職員のようなものであります。まさに公務員天国と言わざるを得ません。

地方自治の原点から、村民の税金の収納を白河地方広域市町村圏整備組合が行うべきものでは絶対ないと確信し、私はこの補正予算には反対の票を投じてまいりましたことを報告し、白河地方広域市町村圏整備組合議会、平成25年第3回定例会の報告といたします。

西郷村議会出向、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員、佐藤富男。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 報告が終わりました。

◎百条委員会による告発の結果説明

○議長（鈴木宏始君） 次に、平成25年1月23日付で地方自治法第100条第9項の規定により、会社役員須藤正一氏と西郷村長佐藤正博氏が虚偽の陳述をしたと認められることから福島地方検察庁白河支部に告発しましたが、平成25年6月28日付で不起訴処分とする旨の通知がありましたので報告いたします。

それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に6番仁平喜代治君、7番秋山和男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、9月5日開催いたしました議会運営委員会において、お手元に配付しました日程のとおり答申がありました。

おはかりいたします。

本定例会は、本日より9月25日までの17日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より9月25日までの17日間と決定しました。

◎議案の上程（議案第66号～報告第6号）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第3、議案第66号より日程第17、報告第6号までの議案13件、報告2件を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 平成25年第3回西郷村議会定例会に提案いたしました議案の概要について、ご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、議案第66号「西郷村職員の給与の臨時特例に関する条例」のほか、条例改正が4件、工事請負契約が1件、村道路線の認定が1件、歳入歳出決算の認定が2件、補正予算が4件の計13議案と報告2件でございます。

まず、議案第66号「西郷村職員の給与の臨時特例に関する条例」であります。国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処するための国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間において職員の給与を減額するため、この条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第67号「西郷村教育委員会教育職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間において、教育職員の給与を他の一般職と同様に減額するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第68号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」であります。平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間において、教育長の給料を10%減額するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第69号「西郷村税条例の一部を改正する条例」であります。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第70号「西郷村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第71号「社会資本整備総合交付金事業平成25・26年度債務負担行為、新田橋上部工工事請負契約について」であります。入札に付した工事請負契約の締結につき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第72号「西郷村道路線の認定について」であります。折口原21号線については、公共施設に連絡する道路として整備するため村道に認定しようとするものであり、折口原22号線については、宅地分譲開発に伴う公共施設の用に供する土地の帰属として村道に認定しようとするものであります。

次に、議案第73号「平成24年度西郷村歳入歳出決算の認定について」であります。地方自治法の規定により、平成24年度西郷村一般会計のほか8特別会計の決算及び基金の運用状況について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

次に、議案第74号「平成24年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。地方公営企業法の規定に基づき、平成24年度西郷村水道事業会計及び西郷村工業用水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて平成24年度西郷村水道事業会計及び西郷村工業用

水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

続きまして、議案第75号「平成25年度西郷村一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

平成25年度西郷村一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ3億4,682万円を増額し、歳入歳出予算の総額を204億5,119万5,000円とするものであります。

はじめに、主な歳入補正につきまして、ご説明いたします。

まず、地方交付税につきましては、今年度の普通交付税算定の結果に基づき、普通交付税を2億1,469万6,000円増額補正いたしました。

次に、国庫支出金につきましては、国庫補助金として災害関連地域防災崖崩れ対策事業補助金の施越事業分を2,994万3,000円、農業基盤整備促進事業費補助金を2,350万円それぞれ増額補正し、総額4,150万7,000円増額いたします。

次に、県支出金につきましては、県補助金として安心子ども基金事業補助金（認定こども園整備事業）を3,675万円減額補正し、経営体育成交付金事業補助金を1,047万8,000円、農業系汚染廃棄物処理事業補助金を1億4,283万円、災害関連地域防災崖崩れ対策事業費補助金の施越事業分を2,395万4,000円、農業施設災害復旧事業補助金の施越事業分を2,285万9,000円それぞれ増額補正し、総額1億7,445万1,000円増額補正いたします。

次に、繰入金につきましては、財政調整積立基金繰入金を2億6,417万9,000円減額し、公共下水道事業特別会計繰入金を6,950万4,000円、介護保険事業特別会計繰入金を1,719万2,000円それぞれ増額補正し、総額1億7,748万3,000円を減額補正いたします。

次に、繰越金につきましては、前年度繰越金を4,044万1,000円増額補正いたします。

次に、村債であります。起債対象事業費の変更に伴い、土木債の公共事業等債を3,950万円増額補正、災害復旧事業債の公共土木施設災害復旧事業債を320万円減額補正し、総額3,740万円を増額するものであります。

続きまして、主な歳出補正予算についてであります。まず、総務費では、総額で1億5,443万6,000円の増額補正を計上いたします。主なものといたしまして、税金のコンビニ収納対応システム改修電算業務委託料として422万1,000円、農業系汚染廃棄物処理事業業務委託料として1億2,210万円、同じくその仮置き場維持管理工事費として2,073万円を計上いたします。

次に、民生費では、総額1,112万5,000円の減額補正をいたします。主なものといたしまして、認定こども園整備事業補助金を5,512万5,000円減額、みずほ保育園増設工事費として1,775万4,000円を増額いたします。

次に、農林水産業費では、総額7,579万4,000円を増額補正いたします。主なものとして、経営体育成交付金事業補助金として1,396万9,000円、新規就

農者確保事業補助金として450万円、農業基盤整備促進事業の測量設計等業務委託料として1,100万円、同じくその工事請負費として3,900万円、小規模道水路整備工事費として350万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、土木費では総額6,457万7,000円を増額いたします。主なものとして、道路維持補修修繕料として1,067万5,000円、村道除雪業務委託料として500万円、小規模道水路整備工事費として2,250万円、社会資本整備総合交付金事業（市街地整備）として1,000万円、熊倉公園整備工事費として3,030万円をそれぞれ増額補正いたします。

次に、消防費では、総額774万3,000円を増額補正いたします。主なものとして、消防施設工事費として1,935万8,000円、災害情報通信設備整備工事費として378万7,000円をそれぞれ増額補正し、長坂地区消火栓設置工事負担金として工事請負費への予算組み替えに伴い、1,500万円を減額補正いたします。

次に、教育費では、総額3,991万8,000円を増額いたします。主なものとして、中学体育連盟大会参加補助金として170万円、西郷第一中学校環境整備工事費として2,300万円、体育施設工事費として240万円をそれぞれ増額補正いたします。

次に、債務負担行為の補正についてであります。補正理由といたしましては、村を北部、中部、南部に分け、高齢者に対するきめ細やかな要生活支援者調査を複数年にわたり実施し、村の高齢者福祉の向上を図ることを目的とする高齢者福祉トータルサポート事業を実施するため、別表2のとおり債務負担行為を追加いたします。

次に、地方債の補正についてであります。臨時財政対策債につきましては、平成25年度普通交付税の算定に基づいて借入限度額が確定したことによる増額、そのほかの地方債については、平成25年度起債対象事業費の確定により借入限度額に増減が生じたため、別表3のとおり地方債の限度額を変更いたします。

続きまして、議案第76号から議案第78号までの各特別会計補正予算につきましては、それぞれの事業目的を達成すべく所要の補正を行うものでございます。

次に、報告第5号「平成24年度西郷村財政健全化判断比率の報告について」であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成24年度西郷村財政健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

次に、報告第6号「平成24年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について」であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成24年度西郷村公営企業会計資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

以上、本日提案いたしました議案の大要についてご説明いたしました。細部につきましては、担当課長より説明いたさせますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第66号から議案第68号に対する細部説明を求めます。総務課長。

（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第69号に対する細部説明を求めます。税務課長。

（税務課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第70号に対する細部説明を求めます。商工観光課長。

（商工観光課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第71号、議案第72号に対する細部説明を求めます。建設課長。

（建設課長、議案書により細部説明）

◎決算総括説明及び企業会計決算説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第73号、議案第74号に対する細部説明を求めます。会計室長。

○会計管理者兼会計室長（金田勝義君） 議案第73号、議案第74号につきまして、細部説明を申し上げます。

まず、議案第73号「平成24年度西郷村歳入歳出決算の認定について」細部説明を申し上げます。

お手元の資料No.3、平成24年度歳入歳出決算書の1ページ及び2ページ、一般会計、特別会計歳入歳出決算総括表をごらんください。

はじめに、一般会計についてご説明いたします。

当初予算額は94億2,000万円でありましたが、補正額及び繰越事業費、繰越財源充当額合計43億7,294万3,000円の増額により、最終予算額は137億9,294万3,000円となりました。歳入は、調定額が134億1,975万1,605円に対し、収入済額は117億5,800万7,631円、不納欠損額1,671万9,433円、収入未済額16億4,502万4,541円となっております。歳出は、支出済額112億4,539万6,094円、翌年度繰越額22億3,767万8,000円で、不用額は3億986万8,906円となりました。

ここで、24ページの一般会計実質収支に関する調書をあわせてごらんになっていただきたいと思います。収入済額117億5,800万7,631円から支出済総額112億4,539万6,094円を差し引いた形式収支は5億1,261万1,537円で、翌年度への繰越事業充当一般財源であります繰越明許費及び事故繰越繰越額3億1,117万円を控除して実質収支額は2億144万1,537円となりました。この2分の1以上の額1億100万円を法令の定めるところにより、財政調整積立基金に積み立て、残りの1億44万1,537円は平成25年度に繰り越しました。

次に、戻っていただきまして、1ページ、2ページの総括表ですが、墓地特別会計

ですが、当初予算額は23万7,000円で、1万1,000円の補正減により最終予算額は22万6,000円、歳入の状況は、調定額が22万5,744円に対し収入済額も同額で、収入未済額はありませんでした。歳出の状況は、支出済額がなく、不用額20万6,000円で、差引歳計剰余金22万5,744円は全額平成25年度に繰り越しております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、当初予算額は15億6,389万7,000円で、2億1,498万4,000円の補正増により、最終予算額は17億7,888万1,000円、歳入の状況は調定額が21億1,215万138円に対し収入済額18億6,216万2,382円、不納欠損額929万8,700円で、収入未済額は2億4,068万9,056円でした。歳出の状況は、支出済額17億4,330万9,180円、不用額3,557万1,820円で、差引歳計剰余金1億1,885万3,202円は全額平成25年度に繰り越しました。

次に、土地造成事業特別会計についてご説明いたします。当初予算額は21万8,000円で、1,000円の補正減により、最終予算額は21万7,000円。歳入の状況は、調定額が21万6,003円に対し収入済額も同額で、収入未済額はございません。歳出の状況は、支出済額21万6,003円で、不用額997円となり、差引歳計剰余金はありませんでした。

次に、公共下水道事業特別会計ですが、当初予算額は6億3,001万7,000円で、3,117万3,000円の補正減により、最終予算額は5億9,884万4,000円、歳入の状況は、調定額6億308万6,265円に対し収入済額5億9,297万1,795円で、収入未済額は1,011万4,470円でした。歳出の状況は、支出済額5億9,297万1,795円で、不用額587万2,205円となり、差引歳計剰余金はありませんでした。

次に、農業集落排水事業特別会計についてご説明いたします。当初予算額は2億70万円で、補正額及び繰越事業費、繰越財源充当額合わせて1億1,316万6,000円の増額により、最終予算額は3億1,386万6,000円となりました。歳入の状況は、調定額が3億975万2,298円に対し収入済額は3億618万2,748円で、収入未済額は356万9,550円でした。歳出の状況は、支出済額3億618万2,748円、不用額768万3,250円となり、差引歳計剰余金はありませんでした。

次に、介護保険事業特別会計ですが、当初予算額は10億2,282万円で、9,779万1,000円の補正増により、最終予算額は11億2,061万1,000円となり、歳入の状況は、調定額が11億5,648万1,596円に対し収入済額は11億4,550万8,351円で、不納欠損額が216万9,080円、収入未済額は880万4,165円となりました。歳出の状況は、支出済額10億8,272万3,326円、不用額は3,788万7,674円で、差引歳計剰余金は6,278万5,025円となり、全額平成25年度に繰り越しております。

次に、介護サービス事業特別会計ですが、当初予算額は2,149万3,000円で、

3,000円の補正増により、最終予算額は2,149万6,000円、歳入の状況は、調定額が2,149万4,018円に対し収入済額も同額で、収入未済額はありません。歳出の状況は、支出済額2,149万4,018円、不用額1,982円で、差引歳計剰余金はございません。

最後に、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。当初予算額は1億861万6,000円で、629万6,000円の補正増により、最終予算額は1億1,491万2,000円、歳入の状況は、調定額が1億1,536万8,342円に対し収入済額1億1,380万8,642円で、不納欠損額43万6,900円、収入未済額は112万2,800円となりました。歳出の状況は、支出済額1億1,276万4,351円、不用額214万7,649円で、差引歳計剰余金104万4,291円は全額平成25年度に繰り越しました。

ここまでご説明申し上げました各会計の決算の詳細につきましては、3ページより23ページに記載されておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

平成24年度の一般会計、特別会計予算の総合計につきましては、当初予算額129億6,799万8,000円でしたが、最終予算額は177億4,199万6,000円となりました。歳入の調定額は、177億3,852万6,009円、収入済額158億57万7,314円となり、不納欠損額が2,862万4,113円で、収入未済額は19億932万4,582円となりました。歳出の支出済額は、151億505万7,515円で、翌年度繰越額に22億3,767万8,000円を計上し、不用額は3億9,926万485円、差引歳計剰余金は6億9,551万9,799円となっております。

以上、平成24年度一般会計、特別会計決算の概要についてご説明申し上げましたが、歳入歳出決算、事項別明細等の詳細につきましては、後日、各担当課長等から決算説明がございまして、これで議案第73号の細部説明を終わります。

引き続きまして、議案第74号「平成24年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について」細部説明を申し上げます。

資料No.6の平成24年度西郷村公営企業会計決算書をごらん願います。

はじめに、平成24年度西郷村水道事業の決算についてご説明申し上げます。1ページ、2ページをお開きください。(1)の収益的収入及び支出であります。収入の当初予算額は2億9,536万2,000円でありましたが、2,255万9,000円の補正増により、予算額の合計は3億1,792万1,000円になりました。決算額は3億2,337万8,921円で、予算額に比べ545万7,921円の増額となりました。支出の当初予算額、補正額、予算額の合計は、収入と同額の3億1,792万1,000円ですが、決算額は2億4,715万2,160円で、不用額は7,076万8,840円となりました。

次のページ、3ページ、4ページをごらんください。(2)の資本的収入及び支出であります。収入の当初予算額は950万円、補正額は110万円の減額ですが、繰越額に係る財源充当額253万3,000円を加えて、予算額合計は1,093万

3,000円となり、決算額は1,013万1,000円で、予算額に比べ80万2,000円の減額となりました。支出の当初予算額は2億1,097万5,000円で、944万7,000円の補正減及び前年度繰越額1,119万3,000円を加えて、予算額の合計は2億1,272万1,000円となり、決算額は1億8,634万8,828円で、翌年度繰越額が2,266万7,000円、不用額は370万5,172円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,621万7,828円は、建設改良積立金取崩額1,000万円、過年度分損益勘定留保資金120万313円、当年度分損益勘定留保資金9,851万4,618円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額502万9,897円、減債積立金取崩額6,000万円、繰越工事資金147万3,000円で補填いたしました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時02分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時21分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま提出議案の細部説明の途中でありますが続行いたします。会計室長。

○会計管理者兼会計室長（金田勝義君） 引き続きまして、議案第74号の細部説明を申し上げます。

公営企業決算書の5ページをお開き願います。平成24年度西郷村水道事業損益計算書でございますが、下から3行目をごらんください。当年度の純利益は7,119万6,864円で、前年度の繰越利益剰余金はございませんので、当年度の未処分利益剰余金も同額の7,119万6,864円となります。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。平成24年度西郷村水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、これは5ページの平成24年度西郷村水道事業損益計算書の当年度未処分利益剰余金について、本計算書（案）に記載のとおり処分したいというものでございます。

続きまして、平成24年度西郷村工業用水道事業決算についてご説明を申し上げます。26ページ、27ページをごらん願います。（1）の収益的収入及び支出であります。収入の当初予算額は3億500万3,000円でありましたが、6,000円の補正減により、予算額の合計は3億499万7,000円になりました。決算額は3億570万3,954円で、予算額に比べ70万6,954円の増額となりました。支出の当初予算額、補正額、予算額の合計は、収入と同額の3億499万7,000円でありましたが、決算額は2億4,828万790円、不用額は5,671万6,210円となりました。

次のページ、28ページ、29ページをごらんください。（2）資本的収入及び支出であります。収入は当初予算額2,500万1,000円でありましたが、

2,500万円の補正減となり、予算額の合計は1,000円となって決算額はありませんでした。支出の当初予算額は2億4,372万7,000円で、1億3,721万2,000円の補正減により、予算額の合計は1億651万5,000円となりました。決算額は1億637万1,325円で、不用額は14万3,675円となっております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億637万1,325円は、過年度分損益勘定留保資金91万2,701円及び建設改良積立金取崩額1,300万円、当年度分損益勘定留保資金9,152万6,464円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93万2,160円で補填いたしました。

次に、30ページをごらんください。平成24年度西郷村工業用水道事業損益計算書であります。下から3行目の当年度の純利益は5,649万1,004円で、前年度の繰越利益剰余金はありませんので、当年度の未処分利益剰余金は当年度純利益と同額の5,649万1,004円となります。

次に、33ページ、34ページをごらんください。平成24年度西郷村工業用水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、これは先ほどの水道事業と同じでございまして、30ページの平成24年度西郷村工業用水道事業損益計算書の当年度未処分利益剰余金について、本計算書（案）に記載のとおり処分したいというものでございます。

以上、平成24年度西郷村水道事業会計、工業用水道事業会計の剰余金処分及び決算の概要についてご説明を申し上げます。なお、詳細につきましては、後日、上下水道課長より説明がございしますので、以上をもちまして議案第73号及び議案第74号の細部説明を終わります。

◎決算審査の結果報告

○議長（鈴木宏始君） 続いて、代表監査委員より決算審査の結果報告を求めます。代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） 代表監査委員の鈴木光明でございます。

平成24年度決算の審査につきましては、7月5日から8月1日の期間で、担当課ヒアリングを行い、審査を実施したところであります。このことについて、議会にご報告申し上げます。

村長より審査に付された平成24年度西郷村一般会計及び特別会計並びに西郷村公営企業会計の各決算につきましては、地方自治法第233条第2項、地方自治法第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項、地方公共団体の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、各会計の歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類、さらには財産に関する事項を記載した書類の審査を実施いたしました。

この審査結果につきましては、歳入歳出決算意見書とともに財政健全化審査意見書及び西郷村公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率審査意見書、そして、西郷村公営企業資金不足比率審査意見書の各審査意見をつけ、8月28日付にて村長に提出したところでございます。

今定例会の議案書の中に一般会計及び特別会計分をNo.5として、また、公営企業分をNo.7として、それぞれの決算審査意見書の写しが配付されておりますので、ごらん

いただきたいと思ひます。

以上、決算審査の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏始君） 決算審査の結果報告が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第75号に対する細部説明を求めます。企画財政課長。

（企画財政課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第76号、議案第77号に対する細部説明を求めます。上下水道課長。

（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第78号に対する細部説明を求めます。健康推進課長。

（健康推進課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、報告第5号に対する細部説明を求めます。企画財政課長。

（企画財政課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、報告第6号に対する細部説明を求めます。上下水道課長。

（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 以上で細部説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時48分）